

JETRO ウェビナー

「カナダにおける強制労働報告書作成の準備について」講演の概要

2024年2月14日、ジェトロ・トロント事務所は、カナダにおける強制労働および児童労働の新たな報告要件に関するウェビナーを開催した。タイトルは「Are you ready for Forced and Child Labour Reporting in Canada? (カナダにおける強制労働報告書作成の準備について)」、講師は Bennett Jones LLP 法律事務所の George Reid 弁護士である。

Fighting Against Forced Labour and Child Labour in Supply Chains Act (サプライチェーン強制労働および児童労働防止法：通称「サプライチェーン法」) は、カナダ国内外の所定の企業各社に対し、新たに報告義務を課すものである。サプライチェーン法の対象となる企業は、いくつかの必須項目(自社のサプライチェーン内に強制労働や児童労働が存在するリスクを防止・低減するために講じた措置など)に関する年次報告書を提出しなければならない。報告書は毎年5月末日を期限とし、自社ウェブサイトへの掲載を含めた一般公開が義務付けられる。初回報告書は、2024年5月31日までに提出する(カナダ公安省のサイトへアップロードする)必要がある。

同ウェビナーでは、以下の質問に答える形で進められた。

- 1) この新たに設けられた報告書提出義務は何を目的としているのか
- 2) 報告義務を課されるのは誰か
- 3) 何が報告対象となるか
- 4) 報告プロセスの仕組みとはどのようなものか

1) カナダのサプライチェーン法の目的

サプライチェーン法は、カナダでの商品の生産、流通、輸入、販売に関与する特定の企業や政府機関に報告義務を課すことにより、強制労働や児童労働との闘いに貢献するというカナダの国際公約を履行するものである。

一般的に、強制労働とは、労働や役務の提供または提供の申し出を怠った場合に身の安全が脅かされると思わせるような罰則を用いた脅迫などにより、本人の意思に反して申し出または提供が行われる労働や役務を意味する。児童労働とは、18歳未満の個人が行う、精神的、身体的、社会的、感情的な健康や福利を危険にさらす、あるいは教育を妨げる労働や役務を指す。

カナダは、サプライチェーン法によるこの新たな報告要件に加え、強制労働や児童労働で全部または一部が作られた商品の輸入を禁止している。カナダ国境サービス庁は、禁止された輸入に対するさまざまな民事および刑事罰を定めるとともに、輸入業者が禁止対象の商品をカナダに輸入した、またはしようとしているかを調査するための広範な権限を有している。

2) 報告義務の対象者

民間企業は、以下 2 項目の審査に基づき、サプライチェーン法による報告義務を負う可能性がある。それは①「事業体」であること、②特定の活動に従事していることである。

① 事業体審査：

事業が(1)に加え、(2)または(3)いずれかの条件を満たしている場合に「事業体」とみなされる。

- (1) 法人、信託、合名会社、もしくはその他非法人組織である、
- (2) カナダの証券取引所に上場している、または
- (3) カナダに事業拠点がある、カナダで事業を運営している、もしくはカナダに資産を有しており、かつ過去 2 会計年度のうち少なくとも 1 会計年度において、3 つの特定基準のうち少なくとも 2 つを満たしている：
 - a. 資産額 2000 万 C ドル以上
 - b. 収益 4000 万 C ドル以上
 - c. 平均従業員数 250 人以上。

② 活動審査：

以下の活動のいずれかに従事している事業体は、サプライチェーン法に基づき年次報告書を提出しなければならない。

- (1) カナダもしくはその他の国における、商品の生産、販売、もしくは流通に従事している
- (2) カナダ国外で生産された商品をカナダへ輸入している、または
- (3) (1)もしくは(2)に記載された活動に従事する事業体を支配していること。

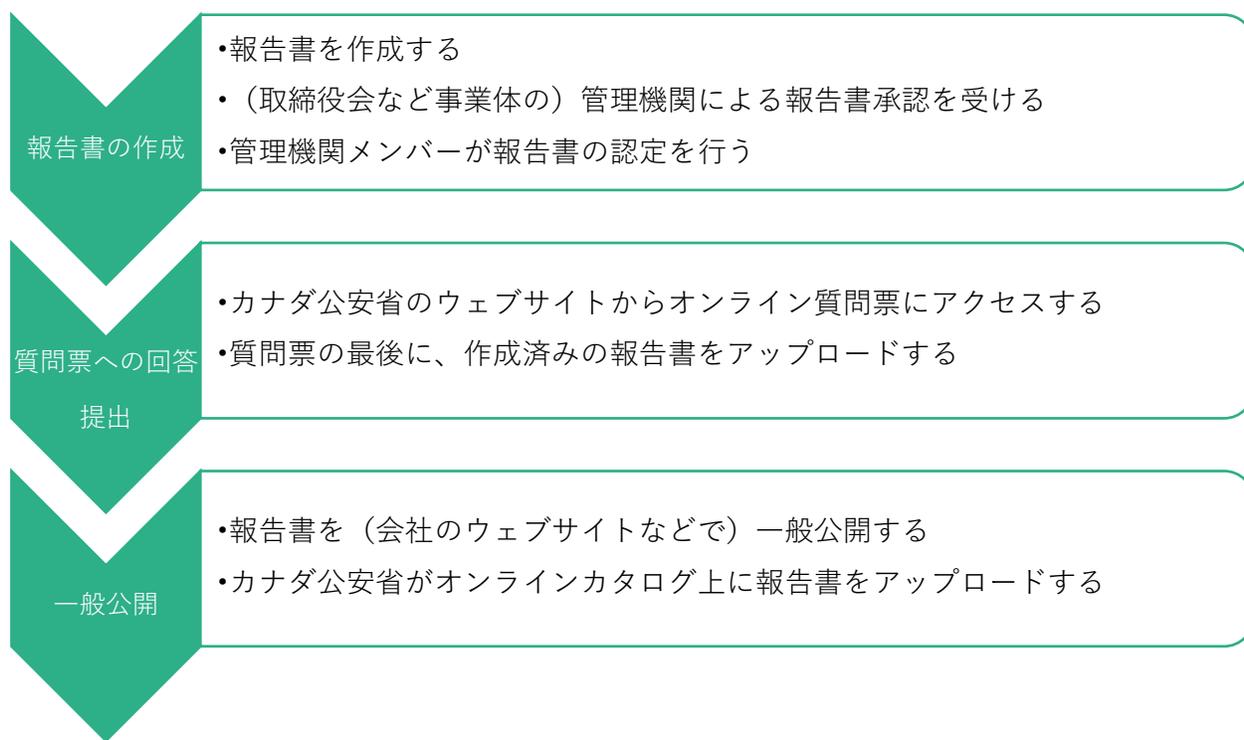
3) 必要な報告事項

報告書には、以下の項目に関する記載が求められる。

- a. 自社のサプライチェーン内に強制労働や児童労働が存在するリスクを防止・低減するために、前会計年度に事業体が講じた措置
- b. 事業体の組織構造、活動、サプライチェーン
- c. 強制労働や児童労働に関する事業体の方針およびデューデリジェンスのプロセス
- d. 事業体の事業およびサプライチェーンにおいて、強制労働や児童労働が行使されるリスクのある部分と、そのリスクを評価・管理するために講じた措置
- e. 強制労働や児童労働を是正するために取られた対策
- f. 自社の活動とサプライチェーンにおける強制労働または児童労働の行使を排除するために取られた対策に起因する、社会的弱者家庭の収入損失を是正するために取られた対策
- g. 強制労働や児童労働に関して従業員に提供されている研修、および
- h. 自社の事業やサプライチェーンにおいて強制労働や児童労働が使用されないよう、どの程度効果的に徹底できているかを確認するための評価方法。

4) 報告プロセスの仕組み

サプライチェーン法に基づく報告プロセスは、以下のステップで構成される。



役立つリソース

■ Fighting Against Forced Labour and Child Labour in Supply Chains Act (サプライチェーン強制労働および児童労働防止法：通称「サプライチェーン法」) SC 2023, c 9、
オンライン：<https://laws.justice.gc.ca/eng/acts/F-10.6/FullText.html>

■ カナダ公安省『Forced Labour in Canadian Supply Chains』 (2023年12月20日)、
オンライン (カナダ連邦政府)：<https://www.publicsafety.gc.ca/cnt/cntrng-crm/frcd-lbr-cndn-spply-chns/index-en.aspx>

■ 国際労働機関『What are forced labour, modern slavery and human trafficking』、
オンライン：<https://www.ilo.org/global/topics/forced-labour/definition/lang--en/index.htm>

■ 国際労働機関『What is child labour』、
オンライン：<https://www.ilo.org/ipecc/facts/lang--en/index.htm>

WSLEGAL\092296\00003\37039793v1